

福山市都市ブランドロゴマーク「ばらとコウモリ」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市都市ブランド戦略の推進に当り、福山市都市ブランドロゴマーク及びキャッチコピーの使用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ロゴマーク 福山市都市ブランドロゴマーク「ばらとコウモリ」(別図1)をいう。

商標登録番号 登録第5654380号

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第35類 広告業、商品の販売促進のための見本市の企画・運営
又は開催、商品の販売促進のための広告、商品の販売

(2) キャッチコピー 福山市都市ブランドキャッチコピー「何も無いとは言わせない!

YOU CAN FIND SOMETHING! FUKUYAMA」(別図2)をいう。

(3) 使用者 ロゴマークを使用する者をいう。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、福山市に帰属する。

(使用目的)

第4条 ロゴマークは、福山市の魅力を発信し、知名度の向上を図るとともに、福山市の都市ブランド力を向上させることを目的として使用する。

(使用対象)

第5条 ロゴマークを使用することができるものは、統一感と信頼のあるブランド発信のため、次のとおりとする。

(1) 福山市都市ブランド戦略の周知・広報を主たる目的とするもの

(2) 福山の地域資源の発信を目的とするもの

(3) その他市長が認めたもの

(使用方法)

第6条 前条により使用する場合は、別図3に示すロゴマークとキャッチコピーが一体となったものの使用を基本とする。ただし、デザインや使用内容等により、一体としての使用が困難な場合は、ロゴマーク単体での使用について、事前に市長の承認を得ること。

(使用制限)

第7条 次の各号に該当する場合は、ロゴマークの使用を認めない。

- (1) 第4条の使用目的に反するとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあるとき。
- (4) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が不相当と認めたとき。

(使用料等)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

- 2 ロゴマークの使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(使用申請)

第9条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ福山市都市ブランドロゴマーク「ばらとコウモリ」使用承認申請書(様式第1号)(以下「使用承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

- 2 前項の使用承認申請書には、ロゴマークを使用しようとする事業の企画書及び見本、原稿その他、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(使用承認)

第10条 市長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、管理台帳に使用者及び使用用途などを記入した上で、福山市都市ブランドロゴマーク「ばらとコウモリ」使用承認書(様式第2号)により使用者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の承認にあたって、必要な条件を附することができる。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に沿った適切な使用を行うこと。
- (2) ロゴマークを使用して、虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (3) ロゴマークの使用の権利を、他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークの変形及び色彩の変更等、許可なく改変して使用しないこと。

(使用者の責任)

第12条 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用に際し、故意又は過失により、福山市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用後の報告)

第13条 市長は、ロゴマークの使用状況を確認するため、使用者に対し報告を求めることができる。
この場合、使用者は、書面、写真、製作物などにより使用の状況を速やかに報告しなければならない。

(使用の中止)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の中止を命じるとともに、ロゴマークを使用したものの回収を求めることができる。

- (1) 第7条第1項各号に該当することが判明したとき。
- (2) 使用承認申請書に記載された事項に虚偽が含まれることが判明したとき。
- (3) 使用承認に附した条件に違反したとき。

(実施細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

別図1 福山市都市ブランドロゴマーク



別図2 福山市都市ブランドキャッチコピー

**何もないとは
言わせない！**

**YOU CAN FIND SOMETHING!
FUKUYAMA**

別図3 ロゴマーク、キャッチコピー組み合わせパターン



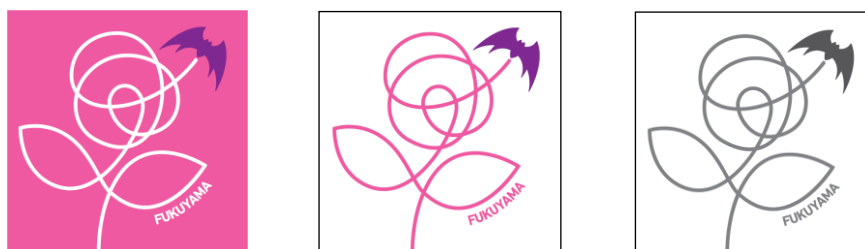
使用の際は枠線は取り除きます。

使用上の注意

福山市都市ブランドロゴマーク「ばらとコウモリ」は、福山市都市ブランド戦略により福山市の都市ブランド力の向上に資するために策定したものです。使用にあたっては、次の注意事項及び使用に関する要綱に留意してください。




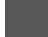
- 1 使用申請は、使用者ごと、使用用途ごとに行ってください。
- 2 「ばらとコウモリ」の周囲に他の表示や図形を入れる場合は、「ばらとコウモリ」が他の表示や図形と一体のものとして見られることのないようにしてください。
- 3 他のマークやラベルとの重複や、鏡像での使用はしないでください。
- 4 必要に応じて拡大又は、縮小することは可能ですが、各部分の大きさ、バランス、配置などは変えないでください。
- 5 ロゴマークを使用する場合は、次のとおりに配色し、「ばらとコウモリ」のイメージを変えないように使用してください（使用の際は表示の枠線は取り除きます）。

【ロゴマーク】



※背景色がピンクの場合に限り、白単色のロゴも使用できます。

【カラーパレット】

	C : 0% M : 80% Y : 0% K : 0%		C : 0% M : 0% Y : 0% K : 60%
	C : 50% M : 100% Y : 0% K : 0%		C : 0% M : 0% Y : 0% K : 80%

- 6 ロゴマークとキャッチコピーを組み合わせる場合の組み合わせパターンは、別図3のとおりです。
- 7 作品のモチーフ、デザインとして使用する場合は、もともなったロゴマークを併せて表示してください。
- 8 使用申請書の内容に変更がある場合については、その都度届け出てください。
- 9 その他「ばらとコウモリ」の使用についての問い合わせは、情報発信課までお願いします。

【問い合わせ先】

〒720-8501
広島県福山市東桜町3番5号
福山市市長公室情報発信課
TEL : 084-928-1135